

石川県公報

平成31年3月29日

第13193号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

- 一般競争入札の落札者等 (医療対策課) 1
- 石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱の一部改正 (環境政策課) 1
- 県道の区域の変更 (道路整備課) 2
- 県道の供用の開始 (同) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 3
- 景観保全型広告整備地区の指定 (同) 3
- 景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同) 4
- 景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同) 6

公 告

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) | 6 |
| ○県営土地改良事業計画の変更及び総覧公告 (農業基盤課) | 7 |
| ○地域登録検査機関の廃止の届出の公告 (農業安全課) | 8 |
| ○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課) | 8 |
| ○基本測量実施公告 (監理課) | 8 |
| ○基本測量終了公告 (同) | 9 |
| 正 誤 | |
| ○平成30.12.21第13167号中 | 9 |

告 示

石川県告示第116号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷本正憲

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
石川県立中央病院清掃等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課施設係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成31年2月25日
- 4 落札者の名称及び所在地
太平ビルサービス株式会社
金沢市南町2番1号
- 5 落札金額
98,301,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成31年1月25日

石川県告示第117号

石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱(平成2年石川県告示第427号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第3条第1項中「第3条第1項第7号」を「第4条第1項第9号」に、「農薬登録保留基準」を「農薬登録基準」に改める。

第4条第1号中「第3条第1項第6号」を「第4条第1項第8号」に、「農薬登録保留基準」を「農薬登録基準」に改める。

第9条第1項中「第8条第1項」を「第17条第1項」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第4条関係)

農薬の成分名		指導指針値(mg/1)	
殺虫剤	クロルピリホス	0.00046	排出水が水道水源となる河川の取水施設の上流に排出される場合は、左の値に1/10を乗じて得た値とする。
	ダイアジノン	0.00077	
	チアクロブリド	0.036	
	チオジカルブ	0.027	
	トリクロロホン又はDEP	0.0011	
	フェニトロチオン又はMEP	0.03	
	ペルメトリン	0.0017	
	ベンスルタップ	0.9	
殺菌剤	イプロジオン	1.8	
	イミノクタジン酢酸塩及びイミノクタジンアルベシル酸塩	0.027 (イミノクタジンとして)	
	クロロタロニル又はTPN	0.08	
	シプロコナゾール	0.3	
	チウラム又はチラム	0.1	
	チオファネートメチル	1	
	テトラコナゾール	0.1	
	トルクロホスマチル	2	
	バリダマイシンA又はバリダマイシン	12	
	ヒメキサゾール又はヒドロキシイソキサゾール	1	
	ペノミル	0.2	
除草剤	イマゾスルフロン	2	
	シクロスルファムロン	0.035	
	トリクロピル	0.06	
	ナプロパミド	0.3	
	MCPAイソプロピルアミン塩、MCPAエチル及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)	

石川県告示第118号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成31年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
下記区間を道路区域に編入する。					中能登土木 総合事務所 維持管理課
百海七尾線	七尾市万行町壱六42番1地先から 七尾市藤野町イ6番9地先まで		16.50~33.50	2,026.3	

珠洲穴水線	鳳珠郡穴水町字藤巻イ250番1地先から 鳳珠郡穴水町字藤巻イ242番1地先まで	旧	5.23～6.06	69.3	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	5.75～10.06	69.3	

石川県告示第119号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成31年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
珠洲穴水線	鳳珠郡穴水町字藤巻イ250番1地先から 鳳珠郡穴水町字藤巻イ242番1地先まで	平成31年3月29日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業実行期間
津幡町	津幡都市計画道路事業 3・5・1号 本津幡横浜線	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	平成24年5月22日から 平成34年3月31日まで
野々市市 白山市	金沢都市計画道路事業 3・5・17号 四十万安養寺線 金沢都市計画道路事業 3・5・54号 新庄道法寺線 白山都市計画道路事業 3・5・40号 四十万安養寺線	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	平成27年3月31日から 平成33年3月31日まで

石川県告示第121号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第1項の規定により、景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、平成31年10月1日から施行する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 景観保全型広告整備地区の名称

(1) 能登町等国道249号等沿線景観保全型広告整備地区

(2) 神子原地区景観保全型広告整備地区

2 景観保全型広告整備地区の区域

(1) 能登町等国道249号等沿線景観保全型広告整備地区

区域①

道路名	区間	区域(道路境界線から)
県道能都穴水線	鳳珠郡能登町字鵜川壱七字20番地先から 鳳珠郡能登町字鵜川壱字55番1地先まで	
国道249号線	鳳珠郡能登町字鵜川式九字108番1地先から 鳳珠郡能登町字藤波壱八字64番2地先まで	
県道能都内浦線	鳳珠郡能登町字羽根壱字1006番4地先から 鳳珠郡能登町字真脇四七字11番1地先まで 鳳珠郡能登町字越坂壱字11番1地先から 鳳珠郡能登町字白丸参字41番1地先まで	山側100メートル以内
能登町道1級松波布浦1号線	鳳珠郡能登町字布浦ラ字14番4地先から 鳳珠郡能登町字布浦エ字53番1地先まで	
能登町道松波恋路1号線	鳳珠郡能登町字松波四字11番1地先から 珠洲市宝立町宗玄ト字35番1地先まで	
珠洲市道676号線	珠洲市宝立町宗玄ト字35番1地先から 珠洲市宝立町鵜島ハ字92番5地先まで	

区域②

道路名	区間	区域(道路境界線から)
県道能都内浦線	鳳珠郡能登町字真脇四七字11番1地先から 鳳珠郡能登町字小木口字25番2地先まで	
	鳳珠郡能登町字市之瀬ナ字8番乙地先から 鳳珠郡能登町字越坂壱字11番1地先まで	
	鳳珠郡能登町字白丸参字41番1地先から 鳳珠郡能登町字布浦ク字3番1地先まで	山側100メートル以内
能登町道1級松波布浦1号線	鳳珠郡能登町字布浦才字54番3地先から 鳳珠郡能登町字布浦ラ字14番4地先まで	

(2) 神子原地区景観保全型広告整備地区

いしかわ景観総合条例第23条第1項第3号に規定する景観形成重点地区として指定された神子原地区(石川県景観計画の別図に示す範囲の区域をいう。)

石川県告示第122号

いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号)第51条第2項の規定により、平成31年石川県告示第121号(以下「告示」という。)により指定した能登町等国道249号等沿線景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成31年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成31年3月29日

石川県知事 谷本正憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

能登町等国道249号等沿線景観保全型広告整備地区は、内浦特有の優美な海岸や見附島など、優れた里海景観を有しており、その保全と活用に向けた取組みが進められてきた。

本路線沿線の優れた里海景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

沿道景観の保全を図るために広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則(平成20年石川県規則第38号)別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

区域①

広告物等	基 準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>表示面積（1住所等当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 15平方メートル以内とすること。 2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。 <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として2色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。ただし、表示面の面積の5分の1以内で、商標、商品等の写真等を掲載する場合は、この限りでない。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき1箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等1基当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は1.5平方メートル以内とし、表示面積の合計は3平方メートル以内とすること。 2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。 (2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。 <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。</p>

区域②

広告物等	基 準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とするよう努めること。</p> <p>表示面積（1住所等当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の壁面の方向ごとに当該壁面の鉛直投影面積に10分の3を乗じて得た面積以内（その面積が20平方メートルに満たない場合は20平方メートル以内）とすること。 2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。 <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から10メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として2色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。ただし、表示面の面積の5分の1以内で、商標、商品等の写真等を掲載する場合は、この限りでない。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき2箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等1基当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は3平方メートル以内とし、表示面積の合計は6平方メートル以内とすること。 2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。

- (1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。
 (2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。
 高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。

石川県告示第123号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第2項の規定により、平成31年石川県告示第121号（以下「告示」という。）により指定した神子原地区景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成31年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成31年3月29日

石川県知事 谷本正憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

神子原地区景観保全型広告整備地区は、広がりのある美しい棚田、伝統的な建築様式の家屋といった、自然と人々の営みが調和する里山景観を有しており、その保全と活用に向けた取組みが進められてきた。

本地区の優れた里山景観を保全するため、広告物又は掲出物件の新設、変更、改修等に係る、掲出量・色彩等の規制を行うこととする。

2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

景観の保全を図るため広告物の表示及び設置については、いしかわ景観総合条例施行規則（平成20年石川県規則第38号）別表第6の3に定める要件及び次の表に掲げる基準を満たしたものに限る。

広告物等	基 準
自家用広告物	<p>色彩 広告板及び広告塔の文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>表示面積（1住所等当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 15平方メートル以内とすること。 2 一の建築物等に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物等がある場合は、一の事業所等とみなし、1によること。 <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から7メートル以下とすること。</p>
案内誘導広告物	<p>表示内容 案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。</p> <p>色彩 原則として2色以内とし、文字以外の部分で広告物表示面ごとに表示面の面積の3分の1を超えて使用する色彩は、マンセル値の色相がY又はYRの場合は彩度10以下、それ以外の色相の場合は彩度8以下とすること。</p> <p>設置場所 原則として1施設につき1箇所以内とすること。</p> <p>表示面積（広告物等1基当たり）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は1.5平方メートル以内とし、表示面積の合計は3平方メートル以内とすること。 2 一の広告物等に、複数の施設の案内を集合して表示し、又は複数の広告物等を表示し、若しくは設置する場合は、次のとおりとすること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1敷地当たりの表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。 (2) 原則として、広告物等の形態の共通化を図ること。 <p>高さ 地上に設置する広告物等の上端の高さは、地上から4メートル以下とすること。</p>

公 告**農用地利用配分計画の認可公告**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画

を次のとおり認可した。

平成31年3月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人 きずな	珠洲市	珠洲市野々江町え部32番ほか2筆
細川 昭夫	小松市	小松市小野町甲96番ほか3筆
農事組合法人 アイシーコマツファーム	小松市	小松市長崎町南55番2ほか3筆
有限会社 嵐農産	小松市	小松市河田町イ28番1ほか6筆
有限会社 岡元農場	能美市	能美市中ノ江町は15番1ほか16筆
南 洋	能美市	能美市新保町113番
農事組合法人 和多農産	能美市	能美市三ツ口町956番ほか33筆
農事組合法人 森農産	白山市	白山市平松町591番ほか5筆
農事組合法人 アグリ飯川	七尾市	七尾市飯川町い64番
農事組合法人 グリーン能登	七尾市	七尾市舟尾町東27番1ほか6筆
農事組合法人 ふあーむ中島	七尾市	七尾市中島町中島上13番2ほか4筆
横山 孝博	七尾市	鹿島郡中能登町黒氏参五8番
小川 守	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町芹川へ73番
苗山 良晴	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸南41番ほか10筆
大岡 千一	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町良川と12番1ほか5筆
株式会社 ゆめうらら	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町徳田新92番ほか12筆
農事組合法人 あぐり福野	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町福野耕9番ほか7筆
土橋 清紀	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町代田大178番3ほか3筆
橋本 堅一	河北郡津幡町	河北郡津幡町字舟橋207番ほか1筆
農事組合法人 スワン	河北郡津幡町	河北郡津幡町字舟橋343番1ほか5筆
農事組合法人 アグロス御門	河北郡津幡町	河北郡津幡町字御門48番1ほか6筆
有限会社 河原農産	河北郡津幡町	河北郡津幡町字能瀬北32番ほか4筆
農事組合法人 さかい	河北郡津幡町	河北郡津幡町字能瀬レ97番ほか8筆
農事組合法人 フームくらみ	河北郡津幡町	河北郡津幡町字倉見ち10番ほか74筆
株式会社 池野 Labo	河北郡津幡町	河北郡津幡町字川尻へ190番1ほか41筆
農事組合法人 時国営農組合	輪島市	輪島市町野町東大野久保田88番1ほか15筆
稟藏水稻 株式会社	輪島市	輪島市町野町稟藏125番ほか135筆
農事組合法人 SKYファーム	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字柳田竹部21番ほか1筆
農事組合法人 神野	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字鶴町新9番ほか2筆
大山 直美	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字白丸373番ほか4筆
赤田 明	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字石井壱字1番1ほか3筆

2 認可年月日

平成31年3月29日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成31年4月1日から同年5月7日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つ

た日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年3月29日

石川県知事 谷本正憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
飯川地区	県営ほ場整備事業 (経営体育成型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	七尾市産業部農林水産課

地域登録検査機関の廃止の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第8項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成31年3月29日

石川県知事 谷本正憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

七尾米屋協同組合

吉田 泰助

七尾市府中町員外20番地

- 2 休止又は廃止の別

廃止

- 3 廃止年月日

平成31年4月30日

- 4 廃止しようとする業務

国内産農産物の品位等検査

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成30年12月21日公表)の一部を平成31年3月22日に変更したので、次のとおり公表する。

平成31年3月29日

石川県知事 谷本正憲

変更項目	変更前	変更後
第1種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(4) するめいか 平成31年4月から 平成32年3月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定	(4) するめいか 平成31年4月から 平成32年3月まで 若干

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成31年3月29日

石川県知事 谷本正憲

作業種類	作業期間	作業地域
基 本 測 量 (電子国土基本図(地図情報) 修正国土広域情報修正)	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	管内全域

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月29日

石川県知事 谷本正憲

作業種類	作業期間	作業地域
基 本 測 量 (一等磁気測量)	平成30年5月7日から 平成31年2月28日まで	羽咋郡志賀町

正 誤

平成30年12月21日発行の石川県公報第13167号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
9	石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表	18,000トン	33,000トン

